

国益に合致した共通の戦略目標と共同防衛

安保法制と日米同盟

第2回 「対等」な同盟へ



拓殖大学海外事情研究所所長

川上 高司

活動地域や協力内容の制約を取り払い 自衛隊の国際貢献活動の広がり可能に

4月27日に日米両政府はニューヨークで日米安全保障協議委員会(2+2)を開催し、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)を改定した。ガイドラインの改定は今回で3度目となる。

最初のガイドラインは冷戦下の1978年に旧ソ連への対処として出され、2度目は1997年に北朝鮮の脅威への対応として改定されたが、残念なことに、自衛隊の活動地域や協力内容が、

従来「対等な同盟」として進化する」となる。

従来の法的制約の中での支援実施も 米国や他の諸国からは低い評価

日本は1951年9月8日にサンフランシスコ講和条約で早期講和を締結し国際復帰を果たすと同時にアメリカと安全保障条約(旧安保条約)を締結した。

しかしながら、この旧安保条約は片務性(内乱条項や米国の日本防衛義務がない)

それでも日本政府は2001年10月にテロ対策特別措置法を成立させ、翌11月に海上自衛隊によるインド洋上での給油活動を行ったが、一時的に国内の政治的な理由から中断したため米国は「失望」を表明する評価は低かった。

地理的制約設けずグローバルに活動 共同対処など協力体制を日米で構築

しかしながら、集団的自衛権の行使容認を受けて改定された今回のガイドラインで日本はアメリカと共に平時から有事まで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域が安定し平和で繁栄したものである」ことを目的とし、自衛隊による米軍支援をシームレス(切れ目なく)に対応することができるようになった。

また、これまでのガイドラインは米軍による日本防衛や朝鮮半島有事に重点を置いた日米協力であったが、その地理的範囲も「日本周辺」に限られていた。だが、今回は地理的制約を設けずにグローバルに活動範囲を広げ、共同対処や国際貢献を可能にする協力体制を日米で構築するもの。

その具体例は中東・ホルムズ海峡や南シナ海など海上交通路での機雷掃海、強制的な船舶検査を明示している。

また、武力攻撃事態対処法

日本独自の安全保障政策展開も

今回のガイドライン改定はその意味で真に日本の安全保障上の歴史的転換となったのである。